平成２５年（フ）第１３０７号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目９番２―303号
破産者　あげぇもんこと　岡　　哲矢
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７７号
大阪市生野区小路２丁目27番15号
破産者　彰徳精機こと梁元允彰こと　梁　　允彰
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３４号
大阪府東大阪市高井田西２―１―23、住民票上の住所大阪府東大阪市高井田中１丁目10番９号
破産者　木村　忠信
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４６号
大阪府東大阪市島之内２丁目３番10号　北川貸平屋住宅Ｃ棟４号室、住民票上の住所大阪府東大阪市松原１丁目４番25号
破産者　中嶋　行男
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７６号
大阪府豊中市上新田３丁目５番１―211号
破産者　山田　祐揮
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７９号
大阪府東大阪市島之内２丁目３番10号　北川貸平屋住宅Ｃ棟４号室、住民票上の住所大阪府東大阪市松原１丁目４番25号
破産者　中嶋美由紀
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５１号
大阪市淀川区木川東３丁目３番19号　ハイツＷＩＮ201号
破産者　高橋恵美子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８０号
大阪市浪速区戎本町２丁目５番10―403号
破産者　武智　宏明
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７１７号
大阪府東大阪市長田西１丁目５番14―603号
破産者　串　　成次
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８５号
大阪市東淀川区西淡路３丁目９番25号　安藤ビル201号
破産者　朝日製袋工業所こと野山欽司こと　宋　孝一
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１５号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目１番23―206号
破産者　財津　光明
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９０１号
大阪府豊中市庄本町３丁目10番30号
破産者　沖野　頼詮
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４２号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目34番17―503号、開始決定時表示の住所大阪府南河内郡太子町大字山田823番地の143
破産者　大村　　正
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８２号
堺市美原区今井100番地１　サニープレイス美原Ａ棟202号
破産者　加藤　和男
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
大阪市阿倍野区文の里２丁目２番５号サンテ文の里ハイム303号、開始決定時の住所堺市北区金岡町555番地12
破産者　脇本　裕之
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３３号
大阪市阿倍野区文の里２丁目２番５号サンテ文の里ハイム303号、開始決定時の住所堺市北区金岡町555番地12
破産者　ｃｌｏｕｄ　ｎｉｎｅこと　脇本眞由美（旧姓近藤）
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
大阪府松原市三宅中４丁目９番10号
破産者　辻本　大亮
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６０号
大阪府高石市西取石５丁目１番１―405号
破産者　草場　大介
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係